

県 政 協 議 会

令和四年十月十四日（金）

午前十時

- 一、令和三年度一般会計の決算状況について
- 二、令和三年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
- 三、新型コロナウイルス感染症対策について
- 四、その他

令和3年度一般会計の決算状況について

令和4年10月14日
出 納 局

1 歳 入

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度増減額
予算現額 (A)	7,624億 3,861万円	7,791億 4,924万円	▲167億 1,063万円
決算額 (B)	6,968億 7,441万円	6,960億 1,204万円	8億 6,238万円
予算現額に対する増減額 (B-A)	▲655億 6,420万円	▲831億 3,721万円	175億 7,301万円

2 歳 出

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度増減額
予算現額 (a)	7,624億 3,861万円	7,791億 4,924万円	▲167億 1,063万円
決算額 (b)	6,725億 5,583万円	6,784億 1,243万円	▲58億 5,660万円
翌年度繰越額 (c)	701億 4,514万円	785億 5,152万円	▲84億 638万円
不用額 (a-b-c)	197億 3,764万円	221億 8,529万円	▲24億 4,765万円

3 実質収支等

区 分	令和3年度	令和2年度	対前年度増減額
① 歳入歳出差引額 (B-b)	243億 1,858万円	175億 9,961万円	67億 1,897万円
② 翌年度へ繰越すべき財源	79億 5,385万円	43億 6,314万円	35億 9,071万円
③ 実質収支額 ①-②	163億 6,473万円	132億 3,647万円	31億 2,826万円
④ 前年度実質収支額	132億 3,647万円	73億 1,340万円	59億 2,307万円
⑤ 単年度収支額 ③-④	31億 2,826万円	59億 2,307万円	▲27億 9,481万円

※端数処理の関係で不突合がある。

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率・
資金不足比率について

令和 4 年 1 0 月 1 4 日
総 務 部

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		R 3 決算	R 2 決算	R 3 - R 2
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率 (※3カ年平均)	14.9% (43位)	13.8% (43位)	1.1%
	将来負担比率	229.9% (41位)	251.7% (42位)	△21.8%
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

R 3 決算：14.9% (R 3：17.8%、R 2：14.2%、R元：12.9%の平均値)

R 2 決算：13.8% (R 2：14.2%、R元：12.9%、H30：14.6%の平均値)

※ () 内は全国順位

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

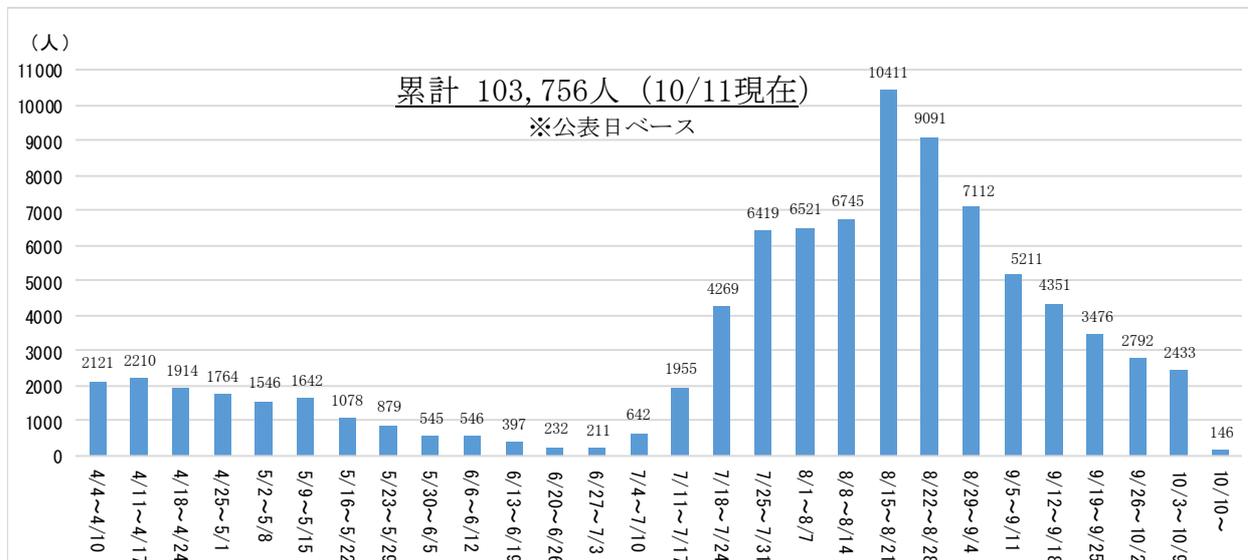
※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

新型コロナウイルス感染症対策について

令和 4 年 1 0 月 1 4 日
秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

I 感染状況等

1 県内の新規感染者数の推移



7月以降のクラスター発生件数 (10/11 現在)

分類	教育・保育施設	学校	スポーツ関連	職場	会食	飲食店	医療機関	福祉施設 (保育園除く)	その他	計
件数	65	61	9	54	9	1	30	197	2	428

※保健所に報告のあったもの

2 感染者に関する状況

(1) 入院病床 (フェーズ6) の使用状況 (10/11 現在)

入院者数 (うち重症)	確保病床の入院者数	確保病床以外の入院者数	現在の確保病床数 (うち重症者用)	病床使用率 (重症者用)	最大確保病床数 (うち重症者用)	病床使用率 (重症者用)
101人(0人)	62人	39人	321床(24床)	19.3%(0.0%)	321床(24床)	19.3%(0.0%)

病床使用率の推移



※病床使用率の算定には、新型コロナ患者受入のための確保病床以外の病床の入院者は含まない。

(2) 宿泊療養施設の使用状況 (10/11 現在)

療養者数	現在の確保居室数 (収容人員数)	居室使用率 (収容人員)
16 人	415 室(518 人)	3.9%(3.1%)

(3) 死亡例の状況 (10/11 現在)

65 歳未満	65～69 歳	70～75 歳	80～89 歳	90 歳以上	累計
7 人	8 人	41 人	87 人	92 人	235 人

基礎疾患		死亡場所		
あり	なし・不明	感染症指定 医療機関等	社会福祉 施設等	自宅
225 人	10 人	188 人	43 人	4 人

3 PCR等検査件数の推移 (Lamp 法、抗原定量、抗原定性キット等を含む)



※医療機関における検査件数は、R2年11月16日以降の検査から集計を開始。件数は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)等から県が集計した件数と、県医師会が集計した件数(G-MIS 集計分は10/2まで、県医師会集計分は7/31までの件数)値を合計した数値

4 新型コロナウイルス感染症に関する相談件数の推移



※R4年9月25日までは「新型コロナ受診相談センター」での相談件数、9月26日以降は「総合案内窓口」での相談件数を計上

II 感染症対策

1 全国の状況

○B A. 5 対策強化宣言

- ・令和4年7月29日から制度開始
- ・開始後、本県を含む27道府県が宣言し、9月30日までにすべて終了

2 県の対応状況

○対策本部会議の開催

対策本部	主な措置等
8/11 (44回)	・「感染拡大警報」の発令、感染警戒レベルは2を維持 ・「B A. 5 対策強化宣言」については国と協議中
9/22 (45回)	・9月26日から新型コロナウイルス感染者の全数把握見直し ・感染者等のフォローアップ体制の整備

○感染拡大警報（秋田県のB A. 5 対策強化宣言）

- ・8月11日、県独自の「感染拡大警報」を発令
- ・8月12日、同警報を「B A. 5 対策強化宣言」として位置づけ
- ・期間は、令和4年8月12日から8月31日まで（当初）
- ・内容は、これまでの取組の徹底に加え、医療提供体制のひっ迫を回避するため、若年者など重症化リスクが低い方や軽症の方に対して、8月11日から運用開始した「秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」を活用することや、救急医療機関や救急車の適正な利用に関する県民への要請など

○感染拡大警報（秋田県のB A. 5 対策強化宣言）の期間延長

- ・病床使用率が60%前後で高止まりしており、依然として高齢者施設等のクラスター発生も多いことなどから、9月30日まで期間を延長

○感染拡大警報（秋田県のB A. 5 対策強化宣言）の終了

- ・新規感染者数が減少傾向に転じているとともに、9月9日以降は、病床使用率が目安となる50%を下回っていることなどから、9月30日をもって終了

III 医療提供体制等

1 検査・医療提供体制

(1) 保健医療体制の強化・重点化

○全数届出見直しに係る体制整備（9/26～）

- ・新型コロナに関する相談に24時間体制で包括的に対応し、相談内容に応じて各種支援窓口等へつなぐ「新型コロナウイルス感染症総合案内窓口」を設置
- ・自宅療養者の体調が悪化した場合等に、看護師による相談対応や、夜間休日の医師による電話診療・入院調整を行う体制を整備
- ・薬局等で購入した一般用医薬品である検査キット、県が実施している無料検査事業の陽性者を陽性者登録センターの登録対象に追加

○療養支援の強化等

- ・医療機関で診断された陽性者及び陽性者登録センターで登録した陽性者に対して療養ガイドの配付やメールにより、療養支援に関する情報を提供

- ・ 宿泊療養や食料品等の配送について、専用のウェブサイトから申込み可能とする仕組みを構築
- 保健所体制の確保
 - ・ 自宅療養者へのパルスオキシメーターの配送調整や HER-SYS※の入力など保健所業務を外部委託
 - ・ 会計年度任用職員を追加配置するとともに、感染状況に応じて潜在保健師や地域振興局の職員が業務応援する体制を構築
 - ※新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム
- 濃厚接触者の待機期間短縮
 - ・ 厚生労働省通知に基づき、7日間から5日間に短縮（7/22～）
 - ※ただし、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を証明した場合は、3日目から解除可能
- 感染者の療養期間の見直し（9/7～）
 - ・ 有症状者の療養期間が10日間から7日間（※）に短縮
 - ※症状軽快後24時間経過が必要
 - ・ 無症状者については、原則7日間であるが、5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除可能
 - ・ ただし、有症状者は10日間、無症状者は7日間経過するまでは、感染リスクが残存することから、自主的な感染予防行動を徹底
- 宿泊療養施設の確保
 - ・ 5施設（415室）を運用
- 即応病床の確保
 - ・ 病床確保フェーズ「6」、最大確保病床321床で運用
- 後方支援医療機関の確保
 - ・ 回復患者の受入先として、後方支援医療機関（現在16病院、最大78人受入れ）を確保
 - ・ 新規患者1名あたり10万円を支給することにより、受入体制を強化
- 患者受入先病床等の調整
 - ・ 保健医療対策部で全県一元的に入院・宿泊療養先、自宅療養を調整

（2）検査体制

- PCR等検査可能件数：最大時2,645件/日（有症状者・濃厚接触者等）
 - 県健康環境センター、秋田市保健所、県総合保健事業団、秋田大学、医療機関
 - ※診療・検査医療機関、高齢者・障害者施設で使用する抗原定性検査キットも含めた検査可能件数は、最大時8,494件/日
- 高齢者施設、障害福祉事業所等における集中的検査
 - ・ 高齢者施設等の従事者等を対象に、週2回程度の集中的検査を実施する方針
 - ・ 集中的検査実施計画を策定し、国から抗原検査キット配布後、実施予定
- 抗原検査キットの備蓄・配付
 - ・ 県で150,500テスト分（R3:50,500、R4:100,000）を購入し、診療・検査医療機関等に配付する体制を整備
 - ・ 高齢者施設、障害者支援施設用として、県で124,900テスト分（R3:74,900、R4:50,000）を購入し、クラスター発生施設等に配付する体制を整備
 - ・ 国から132,050テスト分を受領・備蓄（検査キット配付・陽性者登録センターで活用予定）

- 秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター
 - ・発熱等の症状がある方のうち、若年者など重症化リスクが低い軽症の方を診断するため、8月11日に開設
 - ・抗原定性検査キットの配付を受け、検査結果をウェブフォームで報告すると医師が診断し、結果をメールで通知
 - ・9月26日からは、薬局等で購入した一般用医薬品である検査キット、県が実施している無料検査事業の陽性者も陽性者登録センターの登録対象に追加
- 無症状者へのPCR等検査無料化事業
 - ・感染拡大傾向時における感染不安を感じる県民への無料検査（1/5～10/31）
 - ・検査実績等
検査場所：104か所（10/11現在）※民間検査機関・薬局等
検査実績：152,651件※（12/24～10/2）
※8月末で終了した飲食・イベント・旅行・帰省等のための無料検査の実績を含む
- 全国大会参加者等へのPCR検査支援
 - ・国民体育大会参加選手等感染検査支援事業
内容：東北総合体育大会及び国民体育大会に参加する選手団等の大会出場に係るPCR検査の実施
実績：東北総合体育大会（開催地：青森県、主会期：R4.8.19～R4.8.21）
結果判明数639件 陽性5名 ※10.6時点
国民体育大会（開催地：栃木県、主会期：R4.10.1～R4.10.11）
結果判明数411件 陽性4名 ※10.6時点
 - ・全国大会等出場校感染検査支援
内容：全国及び東北大会へ出場または学校行事（修学旅行、進学就職活動等）に参加した児童生徒・引率者のPCR検査の実施
結果判明数1,459人 陽性3名 ※10.6時点

（3）外来医療体制

- 診療・検査医療機関：308か所
※発熱患者等の診療・検査に対応する地域の身近な医療機関を県で指定
- 地域外来・検査センター：1か所（大館市）

（4）入院医療体制

- 患者受入のための病床数：321床（21病院）

地域別	県北	県央	県南	合計
最大確保想定病床数 （フェーズ6）	59床	194床	68床	321床
現在の確保病床数 （2/2～フェーズ6）				

重症度別	重症	中等症Ⅱ	中等症Ⅰ・軽症	合計
最大確保想定病床数	24床	144床	153床	321床

重症：ICU管理が必要又は人工呼吸器等装着
 中等症Ⅱ：酸素投与が必要な状態（呼吸不全あり）
 中等症Ⅰ：息切れ、肺炎所見あり（呼吸不全なし）
 軽症：呼吸器症状なし

○軽症者等受入のための宿泊療養施設：415室（5施設）

地域別	県北	県央	県南	合計
宿泊療養居室数 (収容人員)	20室 (30人)	304室 (387人)	91室 (101人)	415室 (518人)

2 ワクチン接種状況等

(1) 県内接種状況（首相官邸HP：10月11日公表時点）

	1回目	2回目	3回目	4回目
総接種回数	859,648	850,526	735,549	358,582
対全人口接種率 (956,417人)	88.1%	87.2%	76.9%	37.5%
全国の接種率 (125,918,711人)	81.5%	80.4%	65.6%	28.6%

※ 首相官邸ウェブサイトの都道府県別公表値（10月10日までの接種回数）

※ 全人口は、令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口による。

【参考】県内の年代別接種率（首相官邸HP：10月11日公表時点）

	12～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
1回目	90.5%	90.0%	86.6%	89.8%	92.8%	92.4%	94.9%
2回目	90.0%	89.7%	86.3%	89.6%	92.7%	92.3%	94.8%
3回目	62.9%	66.4%	67.5%	75.6%	85.1%	87.8%	91.6%

※ 首相官邸ウェブサイトの都道府県別公表値（10月10日までの接種回数）及び令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口による。

(2) オミクロン株対応ワクチン

○対象者

- ・初回（1回目・2回目）接種を完了した12歳以上の全ての者

○接種間隔等

- ・前回（2回目、3回目又は4回目）接種から5か月以上経過後に1回接種

※ 接種間隔を短縮する方向で検討中（今月中に結論が出る見込み）

○ワクチンの種類

- ・ファイザー社ワクチン（12歳以上）又はモデルナ社ワクチン（18歳以上）
- ・現在接種を進めているBA.1対応型に続き今週からBA.4-5対応ファイザー社ワクチンの配送も開始

○接種状況（10/11公表時点）

- ・35,590人が接種済みで、接種率（対全人口）は3.7%（全国は0.9%）

(3) 12歳未満の者への接種

○5歳以上11歳以下

- ・小児用ファイザー社ワクチンによる3回目接種が始まったところ

○6か月以上4歳以下

- ・新たに10月24日から接種が可能となる予定
- ・乳幼児用ファイザー社ワクチンを3回接種

（1回目接種の3週間後に2回目、さらにその8週間以上後に3回目を接種）

IV 経済対策等

1 事業者の相談体制

(1) 県及び商工団体等への相談実績

- 県（雇用対策本部）： 312 件（令和2年1月～令和4年8月）
 - 商工団体等： 114,039 件（令和2年1月～令和4年8月）
- ※日本政策金融公庫、商工中金を除く

(2) 資金繰り支援

ア 令和3年度実績

- 売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の無利子・無保証料貸付
実施期間 令和4年1月1日～令和4年3月31日まで（保証承諾ベース）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策枠（保証承諾件数：2,355 件、金額 506.4 億円）

イ 令和4年度

- 売上高が減少している中小企業に対する経営安定資金の条件が有利な制度を実施
 - ・新型コロナウイルス感染症対策枠（9/30 現在）206 件、23.6 億円
 - ・ウィズ・アフターコロナ枠（9/30 現在）15 件、2.1 億円
- 無利子・無担保による制度融資（農林漁業セーフティネット資金等）の周知

2 県民生活に関する相談

- 各地域振興局における県民相談窓口の設置
相談件数：843 件（令和2年3月2日～令和4年10月7日）
- 福祉事務所、社会福祉協議会における相談対応、生活福祉資金の貸付
緊急小口資金の決定件数：3,220 件、514,140 千円（R2.3/25～R4.9/24）
総合支援資金の決定件数：1,422 件、794,709 千円（R2.3/25～R4.9/24）

3 消費喚起・拡大等

(1) 「旅して応援！」あきた春割事業（あきた春割キャンペーン）、「秋田へGo！」秋田を旅しようキャンペーン（あきたびキャンペーン）

※7月15日より名称変更、10月11日より対象者を全国に拡大

- 旅行商品や宿泊代金に対する割引
県内を目的地とする旅行商品や宿泊代金について割引する。
- 地域限定クーポン券の発行
上記の割引に加え、旅行期間中に使用できる地域限定クーポン券を配付する。

実施期間	10月10日まで【県民割・ブロック割】	10月11日以降【全国旅行支援】
対象期間	令和4年3月1日～10月10日 ※令和4年4月29日～5月8日（GW期間）は対象外	令和4年10月11日～12月20日
対象者	県内及び北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県在住者	全国（日本国内在住者）
割引額	代金の50% 上限 5,000円	代金の40% 上限〔交通付旅行商品〕 8,000円 〔宿泊や日帰り旅行など〕 5,000円
クーポン券	1人1泊（日帰りは1回）当たり 2,000円を上限に配付	1人1泊（日帰りは1回）当たり 平日3,000円、休日1,000円を配布
対象施設	県内の観光関連施設（道の駅、土産店、観光体験施設等） ※令和4年7月15日から飲食店等にも拡大	
実績	〔割引〕 1,751,710千円（437,968人泊） 〔クーポン〕 654,321千円（654,321枚） ※9月30日付け速報値	
利用条件	<p>■令和4年4月1日（金）以降の予約分については、ワクチンを3回接種したこと、または、PCR検査や抗原定性検査等の結果が陰性であることの証明が必要。</p> <p>■秋田県内在住者に限りワクチンを2回目接種から14日以上経過したことの証明による利用も可能。</p>	<p>■ワクチンを3回接種したこと、または、PCR検査や抗原定性検査等の結果が陰性であることの証明が必要。</p>

4 事業者等への支援

（1）県内飲食店の応援事業の実施

○県内の飲食店等を支援するためのプレミアム飲食券の発行

【販売期間】 紙飲食券：令和4年4月15日～令和4年12月15日

電子飲食券：令和4年4月25日～令和4年12月15日

※販売予定枚数に達した場合は、期間内でも販売終了

【利用期間】 販売開始日～令和4年12月31日

【販売価格】 1枚当たり800円（1,000円分、プレミアム助成率20%）

【発行枚数】 合計：7,500,000枚（予定）

（内訳） 紙：3,500,000枚

電子：4,000,000枚

【販売枚数】 合計：6,139,344枚（10/10現在）

（内訳） 紙：2,920,020枚

電子：3,219,324枚

【利用可能店舗数】 2,378店（10/11現在）

○感染防止対策を講ずる飲食店の認証制度

【申請受付】 令和3年5月28日から開始（令和4年12月28日まで）

【認証件数】 1,023施設（10/7現在）

- 商店街組織や飲食店で構成される組合等が実施する消費促進及び感染予防の取組への助成
 - ・令和3年度
 - 【交付件数】 42件（53団体）、226,883千円
 - ・令和4年度
 - 【募集期間】 令和4年4月1日～令和4年12月15日
（ただし、予算がなくなり次第終了。）
 - 【交付決定】 33件、215,092千円（10/7現在）
- 飲食店が感染予防のために実施する設備導入等にかかる経費の助成
 - ・令和3年度（通常枠）
 - 【交付件数】 58件、13,310千円
 - ・令和3年度（新型コロナ対策認証枠）
 - 【交付件数】 673件、102,650千円
 - ・令和4年度
 - 【申請件数】 98件（10/6現在）

（2）離職者への支援

ア 令和3年度

○労働移動奨励金

他の業種から対象業種（建設関連、運輸関連）に就職した個人に対し奨励金を支給

【給付対象等】

令和2年2月14日以降にコロナ禍で離職し、指定の職業訓練を修了のうえ、令和3年4月1日以降、他の業種から対象業種の正社員等として3か月以上勤務した個人に奨励金30万円を支給

対象業種：建設業、土木建築サービス業、道路貨物運送業

【交付実績】 28件、8,400千円

イ 令和4年度

○職業転換奨励金

対象業種に介護事業及びデジタル技術関連を加え、引き続き就職した個人に対し奨励金を支給

【給付対象等】

令和2年2月14日以降にコロナ禍で離職し、指定の職業訓練を修了のうえ、①の業種については令和3年4月1日以降、②の業種等については令和4年4月1日以降に、他の業種から対象業種の正社員等として3か月以上勤務した個人に奨励金30万円を支給

対象業種：① 建設業、土木建築サービス業、道路貨物運送業

② 老人福祉・介護事業、デジタル技術関連業務

【交付実績】 15件、4,500千円（10/5現在）